

国民健康保険制度の都道府県単位化における意見書

国民健康保険制度は、平成30年4月から財政単位を広域化して新たに都道府県をその責任主体としてスタートします。今後は、都道府県と区市町村は保険者として共同し、それぞれの役割と責任を果たしていくこととなります。心配されることは、都道府県が財政運営の責任主体となっても、給付費に対する国庫負担や都道府県負担の割合は現行制度と基本的には変わらないこと、また区市町村で行っている法定外繰入は解消すべきものとされていることです。今、国民健康保険制度の改革に必要なことは、低所得者が多く加入する公的医療保険でありながら保険料が高くならざるをえないという制度の構造を国の責任において解決することです。よって、千代田区議会は、国民健康保険の都道府県単位化において、制度の安定的かつ持続的な運営のため下記事項の実施を強く求めます。

記

1. 国民健康保険が安定的かつ持続的な運営ができるよう、都道府県と区市町村の適切な役割分担の下で都道府県単位化においても、あらゆる手段を講じて、国保財政基盤の強化を図り、国の責任において実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年3月22日

千代田区議会議長 松本佳子

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿